

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	今治市

今治市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	今治市産業部農林水産課
所在地	愛媛県今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1
電話番号	0898-36-1542
F A X 番号	0898-32-5266
メールアドレス	nousui@imabari-city.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カラス類・ヒヨドリ・タヌキ・ハクビシン・アナグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	愛媛県今治市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水 稲	353 万円 5.4ha
	野 菜・い も 類	585 万円 3.8ha
	果 樹（みかん他）	2,177 万円 14.0ha
	そ の 他	130 万円 1.9ha
ニホンジカ	野 菜	1 万円 0.03ha
	森林被害	－万円 17ha
ニホンザル	水 稲	1 万円 0.1ha
	果 樹	134 万円 0.8ha
	そ の 他	350 万円 0.4ha
カラス類	果 樹	346 万円 1.7ha
	野 菜	15 万円 0.1ha
	豆 類	17 万円 0.02ha
ヒヨドリ	果 樹	454 万円 1.9ha
タヌキ	果 樹	130 万円 0.6ha
	野 菜	14 万円 0.2ha
ハクビシン	果 樹	143 万円 0.5ha
	野 菜	4 万円 0.05ha
アナグマ	野 菜	1 万円 0.05ha

(2) 被害の傾向

イノシシ

市内のほぼ全域に生息しており、被害金額は全体の67%、森林被害を除く被害面積は全体の80%を占めています。

被害状況は多岐にわたり、筍や野菜、9月下旬から水稻・いも類が食害被害を受け、その後温州みかん等柑橘類が、食害、掘り起し、枝の折損、石垣の破壊等の被害を受け、晩柑の収穫が終わる2月頃まで続きます。

ニホンジカ

高縄山系を中心に生息区域が拡大しており、玉川町、朝倉地区の他、大西、菊間、旧今治市の清水、乃万地区でも目撃されています。

植林に対して幼齢樹の食害や立木の剥皮等の被害が発生しているほか、近年は、山際の農地に現れるようになり、農作物への被害拡大が懸念されます。

ニホンザル

主に玉川町、朝倉地区に生息しておりますが、近年、菊間、大西、旧今治市の乃万、清水地区でも目撃されるようになりました。収穫期に柑橘や梨、びわ等の果樹や野菜、椎茸等の食害が発生しています。

ここ数年、住宅地での出没が増える傾向にあり、人慣れによる一般市民への被害拡大が懸念されます。

カラス類

市内全域で収穫期に果樹等に対する食害が発生しています。

ヒヨドリ

市内全域に生息しています。主に島嶼部で収穫期に果樹に対する食害が発生しています。

タヌキ・ハクビシン

タヌキは市内全域に、ハクビシンについては陸地部に生息しています。収穫期に果樹、野菜に対する食害が発生しています。

アナグマ

旧今治市の乃万・桜井地区、朝倉・玉川・大西・菊間地区で捕獲されており、野菜等に対する食害が発生しています。

(3) 被害の軽減目標

指 標	鳥獣の種類	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	イノシシ	3,245 万円	2,271 万円
	ニホンジカ	1 万円	1 万円
	ニホンザル	485 万円	339 万円
	カラス類	378 万円	265 万円
	ヒヨドリ	454 万円	318 万円
	タヌキ	144 万円	101 万円
	ハクビシン	147 万円	103 万円
	アナグマ	1 万円	－万円
	合 計	4,855 万円	3,398 万円
被害面積	イノシシ	25.1ha	17.6ha
	ニホンジカ	17.0ha	11.9ha
	ニホンザル	1.3ha	0.9ha
	カラス類	1.8ha	1.2ha
	ヒヨドリ	1.9ha	1.3ha
	タヌキ	0.8ha	0.6ha
	ハクビシン	0.6ha	0.4ha
	アナグマ	0.05ha	－ha
	合 計	48.55ha	33.90ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○有害鳥獣捕獲事業</p> <p>実施地区 今治市全域</p> <p>事業内容 捕獲補助</p> <p>イソ・ニホンジカ 11,000 円/頭</p> <p>ニホンザル 17,000 円/頭</p> <p>カラス類 1,000 円/羽</p> <p>タヌキ・ハクビシン・アナグマ 2,000 円/頭</p> <p>令和2年度</p> <p>総事業費 30,912 千円</p> <p>イノシシ 2,287 頭</p> <p>ニホンジカ 197 頭</p> <p>ニホンザル 104 頭</p> <p>カラス類 1,074 羽</p> <p>タヌキ 265 頭</p> <p>ハクビシン 93 頭</p> <p>アナグマ 15 頭</p> <p>令和3年度</p> <p>総事業費 31,807 千円</p> <p>イノシシ 2,464 頭</p> <p>ニホンジカ 222 頭</p> <p>ニホンザル 44 頭</p> <p>カラス類 807 羽</p> <p>タヌキ 225 頭</p> <p>ハクビシン 94 頭</p> <p>アナグマ 34 頭</p> <p>令和4年度(見込)</p> <p>総事業費 39,050 千円</p> <p>イノシシ 2,916 頭</p> <p>ニホンジカ 236 頭</p> <p>ニホンザル 80 頭</p> <p>カラス類 1,696 羽</p> <p>タヌキ 441 頭</p> <p>ハクビシン 154 頭</p> <p>アナグマ 66 頭</p>	<p>本市の対象鳥獣のうち、イノシシは繁殖力が強く、捕獲頭数は増加しているものの、被害レベルは高水準のまま推移しています。また、ニホンザルについては捕獲が進まず被害が増えています。</p> <p>狩猟者の高齢化に対する捕獲体制の維持や、新規狩猟免許取得者等の捕獲技術の向上及び効果的な捕獲の検討と、農林業者にも自衛のための狩猟免許取得を積極的に推進する必要があります。</p>

○鳥獣被害防止
緊急捕獲等対策事業（国）

実施地区 今治市全域

事業内容 捕獲補助

イノシシ・ニホンジカ 成獣 7,000 円/頭

ニホンザル 成獣 8,000 円/頭

イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル 幼獣 1,000 円/頭

カラス類 200 円/羽

ヌキ・ハビシ・アゲマ 2,000 円/頭

※令和3年度については

イノシシ 成獣 7,167 円/頭

ニホンジカ 成獣 7,438 円/頭

令和2年度

総事業費 13,302 千円

令和3年度

総事業費 13,708 千円

令和4年度（見込）

総事業費 16,535 千円

○鳥獣被害防止総合対策事業（国）

実施地区 今治市全域

事業内容 箱わな・囲い罠購入貸出、
ICT 捕獲機材購入貸出、
わな免許取得助成

令和2年度実績

総事業費 1,394 千円

（国補助 697 千円）

事業内容 箱わな 20 基

免許取得助成 20 名

	<p>令和3年度実績</p> <p>総事業費 2,799 千円 (国補助 2,597 千円)</p> <p>事業内容 箱わな 45 基 ICT 捕獲機材 2 基 免許取得助成 26 名</p> <p>令和4年度(見込)</p> <p>総事業費 2,024 千円 (国補助 1,830 千円)</p> <p>事業内容 箱わな 29 基 囲い罠 1 基 免許取得助成 22 名</p> <p>○鳥獣被害対策事業</p> <p>事業内容 狩猟者登録に係る費用(猟友会費及び共済掛金)の一部補助</p> <p>令和2年度</p> <p>総事業費 4,367 千円 (県補助 442 千円)</p> <p>補助人数 328 名</p> <p>令和3年度</p> <p>総事業費 4,259 千円 (県補助 431 千円)</p> <p>補助人数 321 名</p> <p>令和4年度(見込)</p> <p>総事業費 5,000 千円 (県補助 426 千円)</p> <p>補助人数 366 名</p>	
--	--	--

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>○農業生産被害対策事業（市単） 実施地区 今治市全域 事業内容 防護柵等の設置補助</p> <p>令和2年度 市補助金 10,166千円 電気柵 66件 12,742m 防護柵 160件 23,742m 箱 檻 6件 37基</p> <p>令和3年度 市補助金 8,187千円 電気柵 48件 16,462m 防護柵 109件 16,717m 箱 檻 8件 34基</p> <p>令和4年度（12月5日現在） 市補助金 5,320千円 電気柵 35件 14,009m 防護柵 64件 11,762m 箱 檻 4件 10基</p>	<p>防護柵等設置後の管理等、隣接農地との合意形成が困難な地域が多く、個人で防護対策を実施しているため、地域全体で取組がなされていません。</p> <p>そのため、一部の被害は減っても被害減少においては非効率的な状況にあります。</p> <p>広域的な取組を推進し、効率的かつ計画的に防護柵の設置等を図る必要があります。</p>
<p>生息環境管理その他取組</p>	<p>有害鳥獣対策（鳥獣を寄りつかせないための環境づくり）の取組についてホームページにて周知</p>	<p>誘引物となる隠れ場や放任園、収穫残渣の除去等、自主防除への関心をさらに高める必要があります。</p>

（5）今後の取組方針

<p>地域の状況に応じた集落主体の取組を推進します。</p> <p>なぜ被害が起きるのかなど、鳥獣害対策に必要な技術と知識の向上を図ります。</p> <p>鳥獣にとって魅力的な餌場とならないよう農地や集落環境を改善し、地域ぐるみで鳥獣害から守れる農地、守れる集落を目指します。</p> <p>また、現在の狩猟免許取得者の維持に努め、農林業者自身による捕獲を推進するため、狩猟免許取得を推奨し、新規取得者の育成を図るため捕獲技術向上講習会等を実施し、捕獲圧を高めます。</p> <p>併せて捕獲個体の処理にかかる労力軽減につながる取り組みの検討をします。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

狩猟免許取得を奨励して、農林業者自らによる捕獲のほか、猟友会等が、鳥獣被害を受けた地元住民の組織等から依頼を受けて、有害鳥獣捕獲を実施します。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 タヌキ ハクビシン アナグマ	農林業者等による狩猟免許取得を推進します。 また有害鳥獣捕獲に使用する箱檻等を補助事業で導入し、狩猟免許取得者に貸し出します。その際、実地講習会を開催し捕獲技術の向上等を図ります。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
第13次鳥獣保護管理事業計画、第5次愛媛県イノシシ適正管理計画、第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画、第2次愛媛県ニホンザル適正管理計画の捕獲目標を踏まえ、近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準にして、捕獲計画頭数の設定を行いました。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	3,500	3,500	3,500
ニホンジカ	300	300	300
ニホンザル	100	100	100
カラス類	2,100	2,100	2,100
タヌキ	600	600	600
ハクビシン	250	250	250
アナグマ	100	100	100

捕獲等の取組内容
<p>イノシシ 市内全域で、猟期以外はほぼ通年実施します。猟友会と情報交換し、銃器や箱檻又は括りわな等その場で効率的で効果的な捕獲方法において実施します。</p> <p>ニホンジカ 生息域で、猟期以外はほぼ通年実施します。猟友会と情報交換し、銃器や箱檻又は括りわな等その場で効率的で効果的な捕獲方法において実施します。</p> <p>ニホンザル 生息域で、通年実施します。猟友会と情報交換し、銃器や箱檻又は括りわな等その場で効率的で効果的な捕獲方法において実施します。</p> <p>カラス類 市内全域で、被害に応じて通年実施します。猟友会と情報交換し、銃器や箱檻等その場で効率的で効果的な捕獲方法において実施します。</p> <p>タヌキ、ハクビシン、アナグマ 生息域で、猟期以外はほぼ通年実施します。猟友会と情報交換し、箱檻又は括りわな等その場で効率的で効果的な捕獲方法において実施します。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル タヌキ ハクビシン アナグマ	防護柵・電気柵・ 複合柵 30km	防護柵・電気柵・ 複合柵 30km	防護柵・電気柵・ 複合柵 30km
カラス類 ヒヨドリ	防鳥網 5,000 m ²	防鳥網 5,000 m ²	防鳥網 5,000 m ²

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和5年度～令和7年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵の設置者等に対し、適切な維持管理について指導を行います。 ・ 管理の負担軽減のための環境整備に要する経費の支援を検討します。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

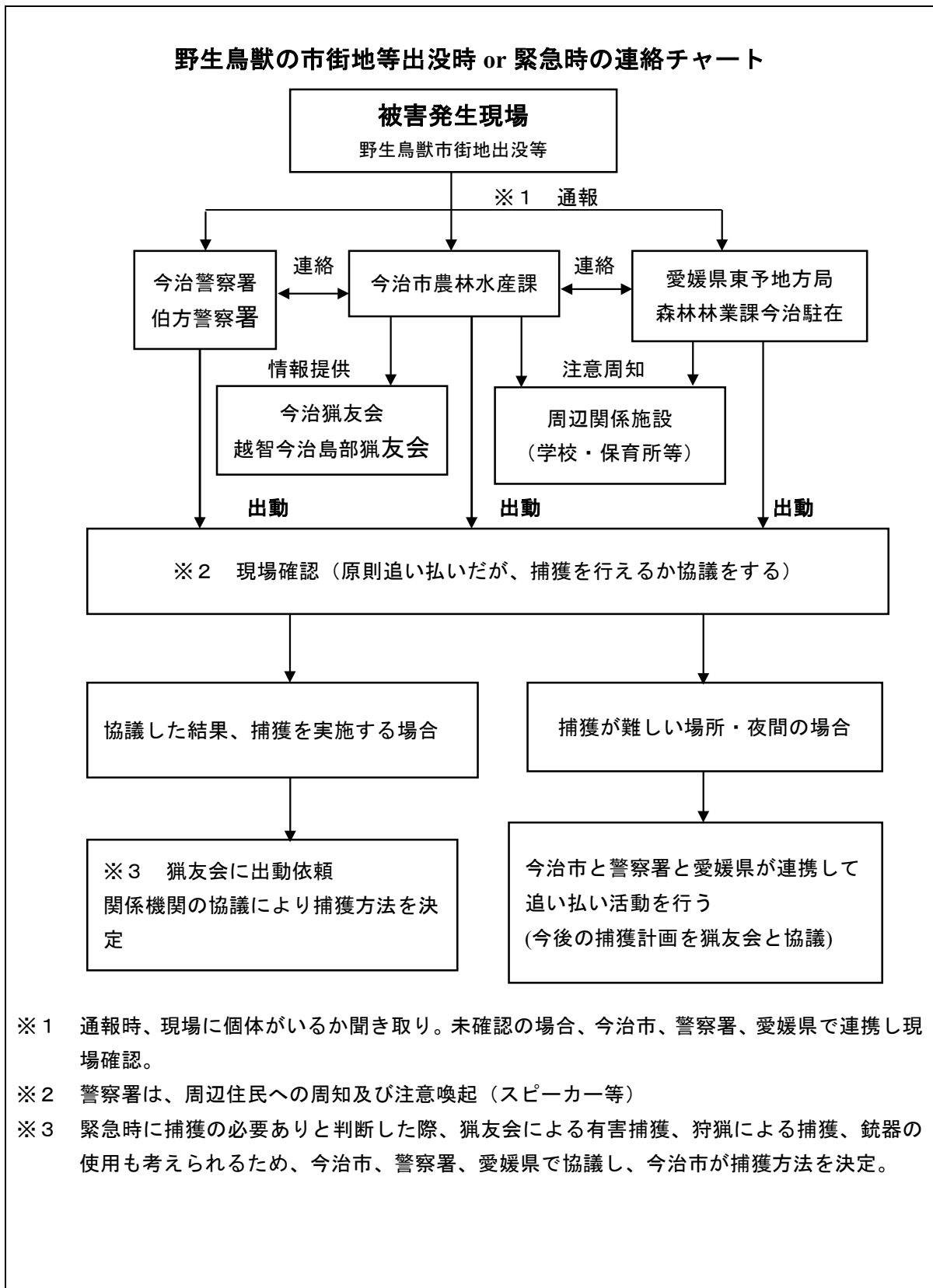
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ ハクビシン アナグマ ニホンザル カラス類 ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関の連携による、地域の状況に応じた集落主体の取組の推進 ・ 放任園などの餌場、隠れ場解消のための被害防止対策の指導 ・ 被害が多い地域を中心に現場を調査し、被害原因の追究 ・ 地域住民等による監視体制の整備、追い払い活動の実施 ・ 侵入防止柵等の設置推進

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
今治市農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の実態把握及び関係機関への情報提供 ・市民、周辺関係施設への周知 ・追い払いまたは捕獲等対応(対応方法等の判断及び捕獲時の許可手続き等を含む) ・愛媛県及び警察署、猟友会と連携した対応を図る
今治警察署 伯方警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の実態把握及び関係機関への情報提供 ・地域住民への注意喚起、安全確保 ・愛媛県及び今治市、猟友会と連携した対応を図る
愛媛県猟友会今治支部 愛媛県猟友会島部支部	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の実態把握及び関係機関への情報提供 ・追い払い・捕獲等の協力 ・愛媛県及び今治市、警察署と連携した対応を図る
愛媛県東予地方局森林林業課今治駐在	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の実態把握及び関係機関への情報提供 ・周辺関係施設への周知 ・今治市及び警察署、猟友会と連携した対応を図る

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現在、捕獲した対象鳥獣は、そのほとんどを捕獲者自らが自家消費として利用又は埋設処理等を行っています。一部、ジビエ等地域資源としての利活用を行っています。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<p>平成 22 年度の結成以来「しまなみイノシシ活用隊」が有害鳥獣を価値ある地域資源に変えるための、捕獲、営業、販売、人材育成、ジビエ利活用等の活動を行っています。</p> <p>今後、専門的な人材の確保・育成を進め、今治のジビエの商品価値を高め、販路拡大等を図るための様々な取り組みを行います。</p> <p>ジビエの利活用を拡大することで個体処理の課題の解消を図り、捕獲数の増加に繋げていきます。</p> <p>また、農林業被害を超える価値を生み出す活動を続けることで、地域の活性化、地域への経済効果等にも期待が持てることから、その他の地域においても、地域資源の活性化として有効活用する方策を検討します。</p>
ペットフード	—
皮革	—
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	—

(2) 処理加工施設の実施

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	今治市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
越智今治農業協同組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査
今治立花農業協同組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査
愛媛県農業共済組合今治支所	鳥獣被害の実態把握、現地調査
越智今治森林組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査
愛媛県猟友会今治支部	捕獲、捕獲補助、捕獲指導
愛媛県猟友会島部支部	捕獲、捕獲補助、捕獲指導
愛媛県東予地方局 農林水産振興部 森林林業課今治駐在	適正な捕獲指導
愛媛県東予地方局 農林水産振興部 今治支局 地域農業育成室・産地戦略推進室	被害防止等の技術指導及び地域体制づくり支援、農業従事者に対する狩猟免許制度の周知
今治市 産業部 農林水産課	会計事務及び調整、農業従事者の狩猟免許取得の奨励 捕獲方法、体制整備の調整、立案

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
自治会	鳥獣被害の報告及び地域内の調整
農協各種農作物生産部会	鳥獣被害の報告
岡山理科大学獣医学部	市の各種被害防止施策に対し、専門的な知見からの提言や助言等を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年4月1日設立。市職員17名（令和4年4月1日現在）で組織し、有害鳥獣の捕獲に係る地元猟友会との連絡調整、鳥獣による被害防止のための情報の収集及び分析、鳥獣による被害防止技術等の向上及び普及指導を行っています。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係機関や近隣市町と連携し、情報の共有化を図る。
効果的な被害防止対策等についての啓発活動を行う。
有害鳥獣捕獲の担い手の創出や育成。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

—